



# 島根県報

令和3年3月9日（火）

第 189 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による指定施術機関の施術所の名称及び所在地変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	(障 がい 福 祉 課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	(       "       )	2
土地改良区の役員の就任の届出	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(       "       )	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	(中 小 企 業 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(       "       )	6
土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
土砂災害警戒区域の指定	(       "       )	9
土砂災害特別警戒区域の指定	(       "       )	11

### 【公 告】

肥料の登録の更新	(農 畜 産 課)	13
公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	13

### 【特定調達公告】

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	14
金属成分分析システムの調達に係る一般競争入札の落札者等	(産 業 振 興 課)	14

### 【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	15
--------------------------	-----------	----

## 告 示

### 島根県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の施術所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	実施する事業	施術所の名称		施術所の所在地		指定年月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
吉岡 淳	柔道整復	みどり整骨院	みどり整骨院 出雲院	松江市田和山町 32-2	出雲市今市町 261-6 ポポ ロビル1F	令和3年2月22日

### 島根県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも	生活介護	C S いずも 大社事業所	島根県出雲市大社町入南 80-1	令和3年3月1日
一般社団法人C o p a i n	短期入所	C o p a i n ' s H o u s e	島根県浜田市殿町65番地15	令和3年3月1日

### 島根県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンター浜田	島根県浜田市田町1681 小 川ファミリービル2F	令和3年2月28日

### 島根県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 安来市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 監事

岩見 良 安来市伯太町上十年畑596番地

## 2 就任年月日

令和3年2月14日

## 島根県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を令和3年3月2日付  
 けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県告示第169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用  
 する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について  
 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 吉田 浩

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号（営業所：東京都港区芝三丁目33番1号）

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
（株）フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
（有）おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ（株）	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
（株）今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	令和2年8月23日 退店
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン （株）	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン ・エドマン	

エムテック・ピーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	寺脇 栄一	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New York	石川県金沢市矢木2-395-1	北方 康弘	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市米原5-3-36	足田 憲昭	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成 (有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	網本 伸之	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	石塚 幸男	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区袋町1-23-102	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) 柿安本店	三重県桑名市吉之丸8	赤塚 保正	
(株) エフシーバンク	島根県出雲市渡橋町1227	白神 武典	令和2年8月31日 退店
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールケアアン (株)	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	令和2年10月9日 入店

エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	クリスティン ・エドマン	
エムテック・ビーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	寺脇 栄一	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	
(株) ストライプインターナシヨ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
(株) CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚3-488	北方 康弘	令和2年5月22日 住所変更
(株) テレプラザ	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号	足田 憲昭	令和2年8月1日 住所変更
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
横山化成 (有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
(株) プラネット・アース	佐賀県佐賀市駅前中央2-2-10	西田 行孝	
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	令和2年6月15日 代表者変更
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	石塚 幸男	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	令和元年11月1日 住所変更
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) 柿安本店	三重県桑名市吉之丸8	赤塚 保正	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	令和2年9月1日 入店
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールカレアン (株)	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫	

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和3年3月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第170号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンアイ出雲神西店 島根県出雲市神西沖町1443-2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明 鳥取県米子市福市1714-1

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,900平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

令和3年2月28日

2 届出年月日

令和3年2月25日

---

**島根県告示第171号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号及び平成25年島根県告示第733号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月9日

## 1 解除に係る市町村の名称

飯南町

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

伊比橋北A、伊比橋北B、伊比橋北C、伊比A、伊比B、伊比C、伊比E、伊比D、伊比F、万場A、万場B、万場C、井の奥A、井の奥B、井の奥C、井の奥D、岡、森脇、志々小学校、さつき保育所、中村、寸後谷A、寸後谷B、寸後谷C、寸後谷D、長屋谷A、長屋谷B、長屋谷C、獅子A、獅子B、獅子C、獅子D、獅子E、東A、東B、東C、東D、三代木、才谷下の谷A、才谷下の谷B、才谷下の谷C、屋敷、才谷上の谷A、才谷上の谷B、才谷上の谷C、才谷上の谷D、才谷上の谷E、三原谷A、三原谷B、龍神橋北、谷川A、谷川B、南、坂根橋西、西A、西B、西C、北集会所北、阿丹谷A、阿丹谷B、秩木A、秩木B、秩木C、秩木D、秩木E、中廻A、中廻B、内井原A、内井原B、国倉A、国倉B、国倉C、国倉D、隠岐原、殿居A、殿居B、殿居C、小才田A、小才田B、小才田C、泉川A、泉川B、泉川C、泉川D、迫、武智A、武智B、武智C、武智D、奥畑A、奥畑B、奥畑C、奥畑D、奥畑E、奥畑F、奥畑張戸A、奥畑張戸B、奥畑張戸C、奥畑張戸D、小和田A、宇山、小和田B、宇山A、宇山B、宇山C、一番町、寺町北、寺町、みせん、万対、頓原小中学校、古城A、古城B、古城C、古城D、田畝、養護老人ホーム琴引の里、田畝A、田畝B、田畝C、田畝D、琴引A、琴引B、琴引C、琴引D、琴引E、琴引F、琴引G、琴引H、琴引I、琴引J、琴引K、上組A、上組B、上組C、上組D、上組E、佐見程原A、佐見程原B、佐見程原C、伸和A、伸和B、伸和C、伸和D、伸和E、伸和F、伸和G、伸和H、伸和I、伸和J、伸和K、伸和L、伸和M、伸和N、大年A、飯石森林組合、大年B、大年C、大年D、大年E、大年F、大年G、沢屋A、沢屋B、沢屋C、沢屋D、沢屋E、寺垣内A、寺垣内B、寺垣内C、寺垣内D、寺垣内E、寺垣内F、花栗瀬戸A、花栗瀬戸B、花栗瀬戸C、花栗瀬戸D、花栗瀬戸E、花栗瀬戸F、花栗瀬戸G、飯南消防署、やまなみ、農業活性化センター、門A、門B、門C、門D、門E、門F、協和A、協和B、協和C、協和D、協和E、協和F、協和下谷A、協和下谷B、協和下谷C、協和下谷D、協和下谷E、協和下谷F、協和下谷G、城山A、城山B、城山C、城山D、城山E、城東A、城東B、城東C、城東D、城東E、城東F、城東G、城東H、城東I、城南A、城南B、城南C、城南D、城南E、城南F、丸山、尾足A、尾足B、尾足C、猪子原A、猪子原B、川尻A、川尻B、黒谷、恵比A、恵比B、恵比C、来島神社西、手倉A、手倉B、手倉C、手倉D、潮橋東A、潮橋南A、潮橋南B、潮橋東B、西蓮坊東、松本A、松本B、中国電力来島配電塔北、中国電力来島配電塔南、中国電力来島配電塔東、松本C、松本D、加田A、加田B、加田C、加田D、加田E、保賀、萬善寺西A、萬善寺西B、萬善寺東A、萬善寺東B、下三日市A、下三日市B、下三日市C、下三日市D、下三日市E、下三日市橋西A、下三日市橋西B、三日市下、来島小学校、三日市、三日市上A、三日市上、塚原A、塚原B、塚原C、野萱A、来島慰霊社東、野萱B、野萱C、野萱D、野萱E、野萱F、塚原橋東、琴麓A、琴麓B、琴麓C、琴麓D、琴麓E、琴麓F、琴麓G、琴麓H、県民の森、観音原橋東A、観音原橋東B、観音原橋東C、観音原橋東D、観音原橋東E、観音原橋東F、観音原橋東G、観音原橋東H、観音原橋東I、観音原橋西、観音原橋南A、観音原橋南B、観音原橋南C、中小田A、中小田B、中小田C、小原橋東A、小原橋東B、小原橋東C、小原橋東D、和井手橋西A、和井手橋西B、立石橋南、口小田A、口小田B、口小田C、和田八幡宮西、丁橋西A、丁橋西B、丁橋西C、真栄橋東A、真栄橋東B、真栄橋西、真栄橋南、口真木A、口真木B、口真木C、口真木D、正善寺北A、正善寺北B、正善寺北C、正善寺、正善寺南、津々良橋北、津々良橋東A、津々良橋東B、太鼓橋南A、太鼓橋南B、太鼓橋南C、太鼓橋南D、太鼓橋南E、太鼓橋西、津々良橋西A、津々良橋西B、正善寺西A、正善寺西B、正善寺北D、正善寺北E、杉戸A、杉戸B、杉戸C、上来島郷、和南ヶ崎大橋東A、和南ヶ崎大橋東B、和南ヶ崎大橋西、和南ヶ崎大橋南A、和南ヶ崎大橋南B、横路A、横路B、安江A、安江B、安江C、安江D、安江E、安江F、福田A、福田B、福田C、福田D、福田E、福田F、福田G、石次A、石次B、石次C、石次D、東区下、東下A、東下B、赤名張戸A、赤名張戸B、赤名張戸C、赤名張戸D、赤名張戸E、中通A、中通B、東上A、東上B、東上C、赤名大橋東、下市下、中市下、大役寺谷、上市上、千束A、千束

B、千束C、千束D、向谷A、向谷B、向谷C、向谷D、赤名瀬戸A、赤名瀬戸B、赤名瀬戸C、赤名瀬戸D、板屋谷集会所東、板屋谷集会所西A、板屋谷集会所西B、谷川橋南A、谷川橋南B、谷川橋北A、谷川橋北B、中区A、中区B、高林坊北、中橋南、高林坊東A、高林坊東B、北野下A、国土交通省上赤名気象観測所東、北野下B、肉戸橋西A、肉戸橋西B、肉戸橋西C、肉戸橋西D、石次E、塩谷上A、塩谷上B、塩谷公民館北A、塩谷公民館北B、塩谷公民館東、塩谷公民館北C、塩谷公民館北D、塩谷下A、塩谷下B、塩谷下公民館、塩谷下C、塩谷下D、塩谷下E、塩谷下F、塩谷下G、谷八幡宮北、谷八幡宮東、城山大橋西A、城山大橋西B、城山大橋東A、城山大橋東B、宝生橋東A、宝生橋東B、宝生橋東C、井戸谷、宝生橋南A、宝生橋南B、宝生橋南C、永照寺北、日南、永照寺西A、永照寺西B、赤名小水力発電所北、程原集会所北A、程原集会所北B、程原A、程原B、程原集会所南、塩谷上D

(2) 土石流

伊比谷A、伊比谷B、伊比谷C、上落合、井ノ奥下橋、中屋、上穴知、万場A、万場B、守多屋、有槇、弓谷下、天王山、仏谷川、石原谷川、竹以後谷、下長屋、栄口、刀根坂、長屋谷、坂根、奥寸後、藤谷屋A、藤谷屋B、原元家、花田屋A、花田屋B、仁井屋、鋳物屋、竹谷、田中屋、朝日屋、小立神、三代木川、平西屋、平田屋、森、滝谷下、下の橋川、大歳、上中間、三原下、平吉屋、三原上、大峠、次郎門、山本屋、八神谷、中屋敷、八神中谷、八神上谷、西本谷川、小鈺川A、小鈺川B、小鈺川C、正ヶ谷、批杷ヶ迫、寺西屋谷A、寺西屋谷B、才倉川、坂の前、土居屋、栄西沢、戎原、森脇西谷、高田屋、中廻A、山寄、中廻B、内井原、代殿屋、恩谷、恩谷東沢、殿居A、宮の前、国倉、小玉屋、槇ノ屋、槇ヶ原、鈺原、中原、小玉屋谷、隠岐原東谷、小屋敷、殿居B、殿居C、小才田森山谷、小才田、泉川A、吉迫、泉川B、泉川C、西田屋、奥畑西谷、大前、大内、奥畑、朝陽ヶ丘、石屋、三田西谷、本奥畑、穴釜、奥畑張戸、紙屋、小和田東沢、小和田西沢、小和田、森ノ下A、森ノ下B、田ノ迫、宇山橋南谷、宇山下谷、来治屋、井谷奥谷、狼谷、下大仙谷、上大仙谷、スゲ谷川、城ノ谷、陣屋谷、祇園谷、古城谷、三保市谷、稻荷谷、中元屋、田畝、中元屋上、吉ヶ口谷、琴引、奥原、杉山谷、敷波川、大内谷A、大内谷B、大内谷C、佐見程原A、佐見程原B、佐見中沢、上組A、上組B、上組C、佐見川、糶塚谷川、大年、殿増屋、権現屋奥、岩谷、寺垣内A、寺垣内B、寺垣内C、沢屋A、沢屋B、竹ノ下、門後屋A、門後屋B、寺垣内D、寺垣内E、寺垣内下谷、大掛A、大掛B、花栗瀬戸A、大畑、花栗瀬戸C、花栗瀬戸D、畑田、花栗本間沢、花栗瀬戸B、田越、門、協和A、協和B、協和C、協和D、柏、協和西谷、城山谷A、城山谷B、樽迫谷、城山谷C、平野屋、城東A、城東B、城東C、迫ノ前、本家、出店、中田屋、神手、坪野屋A、坪野屋B、倉本、土井、城東門、向田、若槻、松本、下田屋、神田、城南A、城南B、城南C、殿田屋、丸山川、丸山上A、丸山上B、川尻A、尾足谷A、尾足谷B、猪子原谷、川尻B、川尻C、川尻D、川尻E、川尻F、川尻G、川尻H、川尻I、黒谷、川尻J、川尻K、川尻L、川尻M、松本西部A、松本西部B、松本西部C、松本西部D、松本西部E、松本西部F、松本西部G、松本西部H、松本西部I、松本中部A、松本中部B、松本中部C、松本中部D、松本中部E、松本中部F、松本中部G、保賀A、保賀B、保賀C、保賀D、保賀E、保賀F、保賀G、保賀H、保賀I、胡面谷、三日市、月根川、野萱川、野萱、野萱川A、養善谷、家成川、上野萱川、灰屋、琴麓、宮谷川、殿敷谷、口小田、中小田A、中小田B、中小田C、中小田D、中小田E、中小田F、奥小田右支溪A、奥小田右支溪B、奥小田右支溪C、奥小田右支溪D、奥小田右支溪E、奥小田右支溪F、奥小田右支溪G、奥小田右支溪H、奥小田右支溪I、奥小田右支溪J、土打谷、奥小田左支溪A、奥小田左支溪B、奥小田左支溪C、奥小田左支溪D、奥小田左支溪E、奥小田左支溪F、奥小田左支溪G、奥小田左支溪H、奥小田左支溪I、奥小田左支溪J、奥小田左支溪K、奥小田左支溪L、奥小田左支溪M、奥小田左支溪N、奥小田左支溪O、奥小田左支溪P、奥小田左支溪Q、口真木A、口真木B、口真木C、口真木D、口真木E、口真木F、口真木G、口真木H、奥真木右支溪A、奥真木右支溪B、奥真木右支溪C、奥真木右支溪D、奥真木右支溪E、奥真木右支溪F、奥真木右支溪G、奥真木右支溪H、奥真木右支溪I、奥真木右支溪J、砥谷A、砥谷B、奥真木右支溪K、奥真木左支溪A、奥真木左支溪B、奥真木左支溪C、奥真木左支溪D、奥真木左支溪E、奥真木左支溪F、奥真木左支溪G、奥真木左支溪H、奥真木左支溪I、奥真木左支溪J、安江A、安江B、上来島A、上来島B、上来島C、上来島D、上来島E、塚原、福田A、福田B、山屋敷谷、東下A、東下B、東下C、赤名張戸

A、赤名張戸B、張戸谷下、赤名張戸C、東上、大役寺谷、大役寺川、奥の谷、御下川、志よろ谷、金井原、向谷A、向谷B、向谷C、向谷D、金井谷川、赤名瀬戸A、赤名瀬戸B、赤名瀬戸C、赤名瀬戸D、赤名瀬戸E、赤名瀬戸F、赤名瀬戸G、赤名瀬戸H、赤名瀬戸I、赤名瀬戸J、赤名瀬戸K、赤名瀬戸L、赤名瀬戸M、堂堂谷、栗屋谷、中区A、中区B、中区C、高頭谷、奥掛川A、奥掛川B、中区D、中区E、北野下A、北野下B、北野下C、北野下D、杉の谷、北野下E、北野下F、小丸上谷、小丸下谷、北野上A、北野上B、北野、境谷、北野上C、北野上D、鉾谷A、鉾谷B、北野上E、花の谷A、花の谷B、塩谷上A、塩谷上B、塩谷上C、塩谷上D、塩谷上E、塩谷上F、塩谷上G、塩谷上H、塩谷上I、塩谷上J、折敷谷、塩谷上K、塩谷上L、塩谷上M、塩谷上N、塩谷上O、塩谷上P、塩谷下A、塩谷下B、笠ヶ谷、塩谷下C、塩谷下D、塩谷下E、八幡谷川A、八幡谷川B、井の奥川、井戸谷上谷、城山川A、城山川B、城山川C、細谷、井戸谷下A、井戸谷下B、井戸谷下C、井戸谷下D、井戸谷下E、矢野原谷、程原川、程原A、程原谷、程原B、程原C、程原D、程原E、程原下、程原F、程原G、程原上、程原H、市貫田、畑田A、畑田B、畑田C、畑田D、畑田E、畑田F、日南、畑田G、畑田H、黒瀬川、畑田I、畑田J、畑田K、穴の谷

### 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸山達也

### 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

飯南町

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

#### (1) 急傾斜地の崩壊

伊比橋北A、伊比橋北B、伊比橋北C、伊比A、伊比C、伊比E、伊比D、伊比F、万場A、万場B、万場C、井の奥A、井の奥B、井の奥C、井の奥D、岡、森脇、志々小学校、さつき保育所、中村、寸後谷A、寸後谷B、寸後谷C、寸後谷D、長屋谷A、長屋谷B、長屋谷C、獅子A、獅子B、獅子C、獅子E、東A、東B、東C、東D、三代木、才谷下の谷A、才谷下の谷B、才谷下の谷C、屋敷、才谷上の谷A、才谷上の谷B、才谷上の谷C、才谷上の谷D、才谷上の谷E、三原谷A、三原谷B、龍神橋北、谷川A、谷川B、南、坂根橋西、西A、西B、西C、北集会所北、阿丹谷B、秩木A、秩木B、秩木C、秩木D、秩木E、中廻A、中廻B、内井原A、内井原B、土江牧場、有槇、竹田屋、上山境、本家、三谷屋、片岡、添谷、今田、獅子F、獅子G、杉戸奥、国倉A、国倉B、国倉C、国倉D、殿居A、殿居B、殿居C、小才田A、小才田B、小才田C、泉川A、泉川B、泉川C、泉川D、迫、武智A、武智B、武智C、武智D、奥畑A、奥畑B、奥畑C、奥畑D、奥畑E、奥畑F、奥畑張戸A、奥畑張戸B、奥畑張戸C、奥畑張戸D、小和田A、宇山、小和田B、宇山A、宇山B、宇山C、一番町、寺町北、寺町、みせん、万対、頓原小中学校、古城A、古城B、古城C、古城D、田畝、養護老人ホーム琴引の里、田畝A、田畝B、田畝C、琴引A、琴引B、琴引C、琴引D、琴引E、琴引F、琴引G、琴引H、琴引I、琴引K、上組A、上組B、上組C、上組D、上組E、佐見程原C、伸和A、伸和B、伸和C、伸和D、伸和E、伸和F、伸和G、伸和H、伸和I、伸和J、伸和K、伸和L、伸和M、大年A、飯石森林組合、大年B、大年D、大年E、大年F、大年G、沢屋A、沢屋B、沢屋C、沢屋D、沢屋E、寺垣内A、寺垣内B、寺垣内C、寺垣内D、寺垣内E、寺垣内F、花栗瀬戸A、花栗瀬戸B、花栗瀬戸C、花栗瀬戸D、花栗瀬戸E、花栗瀬戸F、花栗瀬戸G、飯南消防署、やまなみ、農業活性化センター、門A、門B、門C、門D、門E、門F、協和A、協和B、協和C、協和D、協和E、協和F、協和下谷B、協和

下谷D、協和下谷E、協和下谷G、城山A、城山B、城山C、城山D、城山E、城東A、城東B、城東C、城東E、城東F、城東G、城東H、城東I、城南A、城南B、城南C、城南D、城南F、丸山、尾足A、尾足B、尾足C、猪子原A、猪子原B、川尻A、川尻B、黒谷、恵比A、恵比B、恵比C、来島神社西、手倉B、手倉C、手倉D、潮橋東A、潮橋南A、潮橋南B、潮橋東B、西蓮坊東、松本A、松本B、中国電力来島配電塔北、中国電力来島配電塔南、中国電力来島配電塔東、松本C、松本D、加田A、加田B、加田C、加田D、加田E、保賀、萬善寺西A、萬善寺西B、萬善寺東A、萬善寺東B、下三日市A、下三日市B、下三日市C、下三日市D、下三日市E、下三日市橋西A、下三日市橋西B、三日市下、来島小学校、三日市、三日市上、塚原A、塚原B、塚原C、野萱A、来島慰霊社東、野萱B、野萱C、野萱D、野萱E、野萱F、塚原橋東、琴麓A、琴麓B、琴麓C、琴麓D、琴麓F、琴麓G、琴麓H、県民の森、観音原橋東A、観音原橋東B、観音原橋東C、観音原橋東D、観音原橋東E、観音原橋東F、観音原橋東G、観音原橋東H、観音原橋東I、観音原橋西、観音原橋南A、観音原橋南B、観音原橋南C、中小田A、中小田B、中小田C、小原橋東A、小原橋東B、小原橋東C、小原橋東D、和井手橋西A、和井手橋西B、立石橋南、口小田A、口小田B、口小田C、和田八幡宮西、丁橋西A、丁橋西B、丁橋西C、真栄橋東B、真栄橋西、真栄橋南、口真木A、口真木B、口真木C、口真木D、正善寺北A、正善寺北B、正善寺北C、正善寺、正善寺南、津々良橋北、津々良橋東A、津々良橋東B、太鼓橋南A、太鼓橋南B、太鼓橋南C、太鼓橋南D、太鼓橋南E、津々良橋西A、津々良橋西B、正善寺西A、正善寺西B、正善寺北D、正善寺北E、杉戸A、杉戸B、杉戸C、上来島郷、和南ヶ崎大橋東A、和南ヶ崎大橋東B、和南ヶ崎大橋西、和南ヶ崎大橋南A、和南ヶ崎大橋南B、横路A、横路B、安江B、安江C、安江D、安江E、安江F、福田A、福田B、福田C、福田D、福田E、福田F、福田G、石次A、石次B、石次C、石次D、東区下、東下A、東下B、赤名張戸A、赤名張戸B、赤名張戸C、赤名張戸D、赤名張戸E、中通A、中通B、東上A、東上B、東上C、下市下、中市下、大役寺谷、上市上、千束A、千束B、千束C、千束D、向谷B、向谷C、向谷D、向谷E、赤名瀬戸A、赤名瀬戸B、赤名瀬戸C、赤名瀬戸D、板屋谷集会所東、板屋谷集会所西A、板屋谷集会所西B、谷川橋南A、谷川橋南B、谷川橋北A、谷川橋北B、中区A、中区B、高林坊北、中橋南、高林坊東A、高林坊東B、北野下A、上赤名、国土交通省上赤名気象観測所東、北野下B、肉戸橋西A、肉戸橋西B、肉戸橋西C、肉戸橋西D、石次E、塩谷上A、塩谷上B、塩谷公民館北A、塩谷公民館北B、塩谷公民館東、塩谷公民館北C、塩谷公民館北D、塩谷下A、塩谷下B、塩谷下公民館、塩谷下C、塩谷下D、塩谷下E、塩谷下F、塩谷下G、谷八幡宮北、谷八幡宮東、城山大橋西A、城山大橋西B、城山大橋東A、城山大橋東B、宝生橋東A、宝生橋東B、宝生橋東C、井戸谷、宝生橋南A、宝生橋南B、宝生橋南D、宝生橋南C、永照寺北、日南、永照寺西A、永照寺西B、赤名小水力発電所北、程原集会所北A、程原集会所北B、程原A、程原B、程原集会所南、塩谷上D

(2) 土石流

伊比谷A、伊比谷B、伊比谷C、上落合、井ノ奥下橋、中屋、上穴知、万場A、万場B、守多屋、有槇、弓谷下、天王山、仏谷川、石原谷川、竹以後谷、下長屋、栄口、刀根坂、長屋谷、坂根、奥寸後、藤谷屋A、藤谷屋B、原元家、花田屋A、花田屋B、仁井屋、鋳物屋、竹谷、田中屋、朝日屋、小立神、三代木川、平西屋、平田屋、森、滝谷下、下の橋川、大歳、上中間、三原下、平吉屋、三原上、大峠、次郎門、山本屋、八神谷、中屋敷、八神中谷、八神上谷、西本谷川、小鈿川A、小鈿川B、小鈿川C、正ヶ谷、批杷ヶ迫、寺西屋谷A、寺西屋谷B、才倉川、坂の前、土居屋、栄西沢、戎原、森脇西谷、高田屋、中廻A、山寄、中廻B、内井原、代殿屋、阿丹谷、恩谷、恩谷東沢、殿居A、宮の前、国倉、小玉屋、槇ノ屋、槇ヶ原、鈿原、中原、小玉屋谷、隠岐原東谷、小屋敷、殿居B、殿居C、小才田森山谷、小才田、泉川A、吉迫、泉川B、泉川C、西田屋、奥畑西谷、大前、大内、奥畑、朝陽ヶ丘、石屋、三田西谷、本奥畑、穴釜、奥畑張戸、紙屋、小和田東沢、小和田西沢、小和田、森ノ下A、森ノ下B、田ノ迫、宇山橋南谷、宇山下谷、来治屋、井谷奥谷、狼谷、下大仙谷、上大仙谷、スゲ谷川、城ノ谷、陣屋谷、祇園谷、古城谷、三保市谷、稲荷谷、中元屋、田鋳、中元屋上、吉ヶ口谷、琴引、奥原、杉山谷、敷波川、大内谷A、大内谷B、大内谷C、佐見程原A、佐見程原B、佐見中沢、上組A、上組B、上組C、佐見川、糠塚谷川、大年、殿増屋、権現屋奥、岩谷、寺垣内A、寺垣内B、寺垣内C、沢屋A、沢屋B、竹ノ下、門後屋A、門後屋B、寺垣内D、寺垣内E、寺垣

内下谷、大掛A、大掛B、花栗瀬戸A、大畑、花栗瀬戸C、花栗瀬戸D、畑田、花栗本間沢、花栗瀬戸B、田越、門、協和A、協和B、協和C、協和D、柏、協和西谷、城山谷A、城山谷B、樽迫谷、城山谷C、平野屋、城東A、城東B、城東C、迫ノ前、本家、出店、中田屋、神手、坪野屋A、坪野屋B、倉本、土井、城東門、向田、若槻、松本、下田屋、神田、城南A、城南B、城南C、殿田屋、丸山川、丸山上A、丸山上B、川尻A、尾足谷A、尾足谷B、猪子原谷、川尻B、川尻C、川尻D、川尻E、川尻F、川尻G、川尻H、川尻I、黒谷、川尻J、川尻K、川尻L、川尻M、松本西部A、松本西部B、松本西部C、松本西部D、松本西部E、松本西部F、松本西部G、松本西部H、松本西部I、松本中部A、松本中部B、松本中部C、松本中部D、松本中部E、松本中部F、松本中部G、保賀A、保賀B、保賀C、保賀D、保賀E、保賀F、保賀G、保賀H、保賀I、胡面谷、三日市、月根川、野萱川、野萱、野萱川A、養善谷、家成川、上野萱川、灰屋、琴麓、宮谷川、殿敷谷、口小田、中小田A、中小田B、中小田C、中小田D、中小田E、中小田F、奥小田右支溪A、奥小田右支溪B、奥小田右支溪C、奥小田右支溪D、奥小田右支溪E、奥小田右支溪F、奥小田右支溪G、奥小田右支溪H、奥小田右支溪I、奥小田右支溪J、土打谷、奥小田左支溪A、奥小田左支溪B、奥小田左支溪C、奥小田左支溪D、奥小田左支溪E、奥小田左支溪F、奥小田左支溪G、奥小田左支溪H、奥小田左支溪I、奥小田左支溪J、奥小田左支溪K、奥小田左支溪L、奥小田左支溪M、奥小田左支溪N、奥小田左支溪O、奥小田左支溪P、奥小田左支溪Q、口真木A、口真木B、口真木C、口真木D、口真木E、口真木F、口真木G、口真木H、奥真木右支溪A、奥真木右支溪B、奥真木右支溪C、奥真木右支溪D、奥真木右支溪E、奥真木右支溪F、奥真木右支溪G、奥真木右支溪H、奥真木右支溪I、奥真木右支溪J、砥谷A、砥谷B、奥真木右支溪K、奥真木左支溪A、奥真木左支溪B、奥真木左支溪C、奥真木左支溪D、奥真木左支溪E、奥真木左支溪F、奥真木左支溪G、奥真木左支溪H、奥真木左支溪I、奥真木左支溪J、安江A、安江B、上来島A、上来島B、上来島C、上来島D、上来島E、塚原、福田A、福田B、山屋敷谷、東下A、東下B、東下C、赤名張戸A、赤名張戸B、張戸谷下、赤名張戸C、東上、大役寺谷、大役寺川、奥の谷、御下川、志よろ谷、金井原、向谷A、向谷B、向谷C、向谷D、金井谷川、赤名瀬戸A、赤名瀬戸B、赤名瀬戸C、赤名瀬戸D、赤名瀬戸E、赤名瀬戸F、赤名瀬戸G、赤名瀬戸H、赤名瀬戸I、赤名瀬戸J、赤名瀬戸K、赤名瀬戸L、赤名瀬戸M、堂堂谷、栗屋谷、中区A、中区B、中区C、高頭谷、奥掛川A、奥掛川B、中区D、中区E、北野下A、北野下B、北野下C、北野下D、杉の谷、北野下E、北野下F、小丸上谷、小丸下谷、北野上A、北野上B、北野、境谷、北野上C、北野上D、鉦谷A、鉦谷B、北野上E、花の谷A、花の谷B、塩谷上A、塩谷上B、塩谷上C、塩谷上D、塩谷上E、塩谷上F、塩谷上G、塩谷上H、塩谷上I、塩谷上J、折敷谷、塩谷上K、塩谷上L、塩谷上M、塩谷上N、塩谷上O、塩谷上P、塩谷下A、塩谷下B、笠ヶ谷、塩谷下C、塩谷下D、塩谷下E、八幡谷川A、八幡谷川B、井の奥川、井戸谷上谷、城山川A、城山川B、城山川C、細谷、井戸谷下A、井戸谷下B、井戸谷下C、井戸谷下D、井戸谷下E、矢野原谷、程原川、程原A、程原谷、程原B、程原C、程原D、程原E、程原下、程原F、程原G、程原上、程原H、市貫田、畑田A、畑田B、畑田C、畑田D、畑田E、畑田F、日南、畑田G、畑田H、黒瀬川、畑田I、畑田J、畑田K、穴の谷

### 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸山達也

### 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

飯南町

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

伊比橋北A、伊比橋北B、伊比橋北C、伊比A、伊比C、伊比E、伊比D、伊比F、万場A、万場B、万場C、井の奥A、井の奥B、井の奥C、井の奥D、岡、森脇、志々小学校、さつき保育所、中村、寸後谷A、寸後谷B、寸後谷C、寸後谷D、長屋谷A、長屋谷B、長屋谷C、獅子A、獅子B、獅子C、獅子E、東A、東B、東C、東D、三代木、才谷下の谷A、才谷下の谷B、才谷下の谷C、屋敷、才谷上の谷A、才谷上の谷B、才谷上の谷C、才谷上の谷D、才谷上の谷E、三原谷A、三原谷B、龍神橋北、谷川A、谷川B、南、坂根橋西、西A、西B、西C、北集会所北、阿丹谷B、秩木A、秩木B、秩木C、秩木D、秩木E、中廻A、中廻B、内井原A、内井原B、土江牧場、有槇、竹田屋、上山境、本家、三谷屋、片岡、添谷、今田、獅子F、獅子G、杉戸奥、国倉A、国倉B、国倉C、国倉D、殿居A、殿居B、殿居C、小才田A、小才田B、小才田C、泉川A、泉川B、泉川C、泉川D、迫、武智A、武智B、武智C、武智D、奥畑A、奥畑B、奥畑C、奥畑D、奥畑E、奥畑F、奥畑張戸A、奥畑張戸B、奥畑張戸C、奥畑張戸D、小和田A、宇山、小和田B、宇山A、宇山B、宇山C、一番町、寺町北、寺町、みせん、万対、頓原小中学校、古城A、古城B、古城C、古城D、田畝、養護老人ホーム琴引の里、田畝A、田畝B、田畝C、琴引A、琴引B、琴引C、琴引D、琴引E、琴引F、琴引G、琴引H、琴引I、琴引K、上組A、上組B、上組C、上組D、上組E、佐見程原C、伸和A、伸和B、伸和C、伸和D、伸和E、伸和F、伸和G、伸和H、伸和I、伸和J、伸和K、伸和L、伸和M、大年A、飯石森林組合、大年B、大年D、大年E、大年F、大年G、沢屋A、沢屋B、沢屋C、沢屋D、沢屋E、寺垣内A、寺垣内B、寺垣内C、寺垣内D、寺垣内E、寺垣内F、花栗瀬戸A、花栗瀬戸B、花栗瀬戸C、花栗瀬戸D、花栗瀬戸E、花栗瀬戸F、花栗瀬戸G、飯南消防署、やまなみ、農業活性化センター、門A、門B、門C、門D、門E、門F、協和A、協和B、協和C、協和D、協和E、協和F、協和下谷B、協和下谷D、協和下谷E、協和下谷G、城山A、城山B、城山C、城山D、城山E、城東A、城東B、城東C、城東E、城東F、城東G、城東H、城東I、城南A、城南B、城南C、城南D、城南F、丸山、尾足A、尾足B、尾足C、猪子原A、猪子原B、川尻A、川尻B、黒谷、恵比A、恵比B、恵比C、来島神社西、手倉B、手倉C、手倉D、潮橋東A、潮橋南A、潮橋南B、潮橋東B、西蓮坊東、松本A、松本B、中国電力来島配電塔北、中国電力来島配電塔南、中国電力来島配電塔東、松本C、松本D、加田A、加田B、加田C、加田D、加田E、保賀、萬善寺西A、萬善寺西B、萬善寺東A、萬善寺東B、下三日市A、下三日市B、下三日市C、下三日市D、下三日市E、下三日市橋西A、下三日市橋西B、三日市下、来島小学校、三日市、三日市上、塚原A、塚原B、塚原C、野萱A、来島慰霊社東、野萱B、野萱C、野萱D、野萱E、野萱F、塚原橋東、琴麓A、琴麓B、琴麓C、琴麓D、琴麓F、琴麓G、琴麓H、県民の森、観音原橋東A、観音原橋東B、観音原橋東C、観音原橋東D、観音原橋東E、観音原橋東F、観音原橋東G、観音原橋東H、観音原橋東I、観音原橋西、観音原橋南A、観音原橋南B、観音原橋南C、中小田A、中小田B、中小田C、小原橋東A、小原橋東B、小原橋東C、小原橋東D、和井手橋西A、和井手橋西B、立石橋南、口小田A、口小田B、口小田C、和田八幡宮西、丁橋西A、丁橋西B、丁橋西C、真栄橋東B、真栄橋西、真栄橋南、口真木A、口真木B、口真木C、口真木D、正善寺北A、正善寺北B、正善寺北C、正善寺、正善寺南、津々良橋北、津々良橋東A、津々良橋東B、太鼓橋南A、太鼓橋南B、太鼓橋南C、太鼓橋南D、太鼓橋南E、津々良橋西A、津々良橋西B、正善寺西A、正善寺西B、正善寺北D、正善寺北E、杉戸A、杉戸B、杉戸C、上来島郷、和南ヶ崎大橋東A、和南ヶ崎大橋東B、和南ヶ崎大橋西、和南ヶ崎大橋南A、和南ヶ崎大橋南B、横路A、横路B、安江B、安江C、安江D、安江E、安江F、福田A、福田B、福田C、福田D、福田E、福田F、福田G、石次A、石次B、石次C、石次D、東区下、東下A、東下B、赤名張戸A、赤名張戸B、赤名張戸C、赤名張戸D、赤名張戸E、中通A、中通B、東上A、東上B、東上C、下市下、中市下、大役寺谷、上市上、千束A、千束B、千束C、千束D、向谷B、向谷C、向谷D、向谷E、赤名瀬戸A、赤名瀬戸B、赤名瀬戸C、赤名瀬戸D、板屋谷集会所東、板屋谷集会所西A、板屋谷集会所西B、谷川橋南A、谷川橋南B、谷川橋北A、谷川橋北B、中区A、中区B、高林坊北、中橋南、高林坊東A、高林坊東B、北野下A、国土交通省上赤名気象観測所東、北野下B、肉戸橋西A、肉戸橋西B、肉戸橋西C、肉戸橋西D、石次E、塩谷上A、塩谷上B、塩谷公民館北A、塩谷公民館北B、塩谷公民館東、

塩谷公民館北C、塩谷公民館北D、塩谷下A、塩谷下B、塩谷下公民館、塩谷下C、塩谷下D、塩谷下E、塩谷下F、塩谷下G、谷八幡宮北、谷八幡宮東、城山大橋西A、城山大橋西B、城山大橋東A、城山大橋東B、宝生橋東A、宝生橋東B、宝生橋東C、井戸谷、宝生橋南A、宝生橋南B、宝生橋南D、宝生橋南C、永照寺北、日南、永照寺西A、永照寺西B、赤名小水力発電所北、程原集会所北A、程原集会所北B、程原A、程原B、程原集会所南、塩谷上D

## (2) 土石流

井ノ奥下橋、守多屋、下長屋、栄口、長屋谷、藤谷屋A、藤谷屋B、花田屋A、花田屋B、朝日屋、滝谷下、大歳、三原下、平吉屋、山本屋、中屋敷、八神中谷、小鈿川B、寺西屋谷A、槇ノ屋、槇ヶ原、中原、小才田、泉川A、奥畑、朝陽ヶ丘、穴釜、奥畑張戸、小和田西沢、森ノ下A、来治屋、下大仙谷、琴引、奥原、杉山谷、寺垣内C、沢屋A、門後屋B、寺垣内D、寺垣内E、寺垣内下谷、花栗瀬戸C、花栗本間沢、城山谷B、樽迫谷、本家、下田屋、川尻A、松本西部C、松本中部A、松本中部C、松本中部D、保賀B、保賀D、保賀E、保賀F、保賀I、野萱、野萱川A、養善谷、家成川、上野萱川、灰屋、琴麓、口小田、中小田A、中小田D、中小田E、中小田F、奥小田右支溪B、奥小田右支溪C、奥小田右支溪E、奥小田右支溪F、奥小田右支溪H、奥小田右支溪J、土打谷、奥小田左支溪C、奥小田左支溪D、奥小田左支溪G、奥小田左支溪H、奥小田左支溪I、奥小田左支溪J、奥小田左支溪L、奥小田左支溪N、奥小田左支溪O、奥小田左支溪Q、口真木A、口真木B、口真木C、口真木G、奥真木右支溪A、奥真木右支溪B、奥真木右支溪C、奥真木右支溪G、奥真木右支溪H、奥真木右支溪J、砥谷A、奥真木左支溪D、奥真木左支溪G、奥真木左支溪H、上来島B、東下B、赤名張戸B、張戸谷下、向谷C、赤名瀬戸A、赤名瀬戸B、赤名瀬戸D、赤名瀬戸E、赤名瀬戸F、赤名瀬戸G、赤名瀬戸I、栗屋谷、中区D、中区E、北野下A、北野下B、北野下C、杉の谷、北野上B、北野上C、鈿谷A、北野上E、塩谷上B、塩谷上F、塩谷上J、塩谷上L、塩谷上P、塩谷下B、笠ヶ谷、八幡谷川B、井の奥川、城山川A、細谷、井戸谷下A、井戸谷下C、井戸谷下E、程原川、程原A、程原B、程原C、程原G、程原H、市貫田、畑田B、畑田F、日南、畑田H、黒瀬川

## 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び飯南町役場において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸山達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 406号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥酵 母肥料3号	窒素全量 7.0	公定規格のと おり	日本製紙株式会社 東京都北区王子一丁目4番1号	令和6年 3月29日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年2月25日に終了した旨国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類  
公共測量（復旧測量）
- 2 作業期間  
令和3年1月14日から同年2月26日まで
- 3 作業地域  
江津市二宮町 地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 物品等の名称及び数量  
島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 須田 芳之 広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額  
233,346,630円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和2年12月15日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年3月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
金属成分分析システムの調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県商工労働部産業振興課イノベーション推進グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月8日

- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社友田大洋堂 代表取締役 友田 公二 島根県松江市嫁島町13-34
- 5 落札金額  
22,990,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和2年11月27日

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

### 島根県公安委員会規則第2号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「参事は、」の次に「警視の階級にある警察官に相当する」を加える。

第39条第2項中「交通技術調査官は、」の次に「警視の階級にある警察官に相当する」を加える。

第40条第2項中「警視正若しくは」を削り、「又は」の次に「これに相当する」を加える。

第42条第2項中「又は」の次に「これに相当する」を加える。

第43条第2項中「主査は、」の次に「警視の階級にある警察官に相当する」を加える。

第43条の2第2項中「警察官」の次に「又はこれに相当する警察官以外の職員」を加える。

第45条第2項中「又は」の次に「これに相当する」を加える。

第45条の2第2項中「警察官」の次に「又はこれに相当する警察官以外の職員」を加える。

第46条第2項、第46条の2第2項、第47条の2第2項、第51条の2第2項及び第54条第2項中「又は」の次に「これに相当する」を加える。

第54条の2第1項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第2項中「研究管理官は、」の次に「警視の階級にある警察官に相当する」を加え、同条第3項中「に関する事務をつかさどる」を「に当たる」に改める。

第56条第2項及び第57条第2項中「又は」の次に「これに相当する」を加える。

**第2条** 島根県警察の組織に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自動車警ら隊に関すること。

第17条の見出し及び同条第1項中「地域指導室」を「自動車警ら隊及び地域指導室」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 自動車警ら隊は、次に掲げる業務に従事する。

(1) 機動警らによる犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等の実施

(2) 前号に掲げるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命ずる事項

第24条第2項第4号中「警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改める。

第50条の2を第50条の3とし、第50条を第50条の2とし、第49条の次に次の1条を加える。

（自動車警ら隊長）

**第50条** 自動車警ら隊に、隊長を置く。

- 2 隊長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 隊長は、自動車警ら隊の事務をつかさどる。

**附 則**

この規則中第1条の規定は令和3年3月11日から、第2条の規定は同月25日から施行する。